

社会資本整備審議会河川分科会（第4回）議事録

平成14年4月4日

1 開会

【事務局】 本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、第4回の社会資本整備審議会河川分科会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきますでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議に先立ちまして、御報告でございますが、本日の議題の1つでございます「米代川等3水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査審議していただくため、臨時委員として、米代川水系に関して、荒川水系に関して、及び斐伊川水系に関して、にそれぞれ御出席をお願いしております。

それから、お手元に配付してございます資料の方を御確認をさせていただきたいと存じます。資料目次もつけてございますが、大きく、河川整備基本方針の策定に関して資料1から3まで、それから、一級河川の指定について資料2、これも1から3までございます。3番目に、「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」について資料3の1、2がございます。

何か資料に御不備がございましたら、事務局の方にお申し付けいただきたいと思います。

それから、本日の委員の出席状況でございますが、委員はまだ御到着になっておりませんが、現在12名の委員の御出席をいただいております。

河川分科会委員総数16名に対しまして、3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、分科会長よろしくようお願い申し上げます。

【分科会長】 本日は、委員の皆様には御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対しまして新たな諮問があると伺っておりますので、まず諮問書をお受けしたいと存じます。

〔諮問書手交〕

【分科会長】 ただいま、諮問書をいただきました。この諮問書の調査審議につきましては、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項により、社会資本整備審議会会長から当分科会に付託されておりますので、本日より御審議をお願いいたします。

【分科会長】 ここで、よりごあいさつをお願いいたします。

【事務局】 皆さん、こんにちは。私、です。きょうはよろしくお願いいたします。それでは、一言ごあいさつさせていただきます。

社会資本整備審議会第4回河川分科会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さんには、平素より国土交通行政に多大なる御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の地形・気象等の自然条件から災害が起こりやすい国土条件下にあるため、国土交通省といたしましては、人命・財産を自然災害から守り、安全で安心できる暮らしを実現するよう、これまで治水事業を鋭意進めてきたところであります。

私も就任して、いろいろレクチャーを受けたときに、ここにおられる さんから、よその国の川は緩やかな斜線になっているのに、日本だけはそそり立つと。こんなに日本の河川というのは短くて急なのかなと思ったんですが、そういうのを皆さんは御承知だと思いますが、一般の人間は余り知らないものですから、私自身もこちらへ来て、治水事業が本当に大事だなと思ったわけであります。

しかしながら、治水施設の整備の遅れている地域などを中心とした中小河川の氾濫や、平成 12 年、皆さんも思い起こすと、東海地方を襲った豪雨の災害など、新たな都市型水害により毎年多くの被害が発生しているところであります。

一方、逼迫した財政事情、もう金がないというようなこと、あるいは少子・高齢化の進展などの社会情勢の著しい変化によりまして、これまで以上に効率的かつ効果的な治水対策を進める必要があります。これは最近の国会とか、周りのマスコミの動きなどをごらんになってもおわかりのことと思います。特に河川については、そういう厳しい目で見られているところがあると私は思っております。

また、自然環境の保全や身近な水辺空間の整備など、河川を取り巻く多様化する国民のニーズに対しては、より適切に対応していくことが必要であると思っております。これからは、成熟した社会で、心の安らぎは河川に負うところが非常に多いと思っております。

これらに対応していくためには、情報化、ハザードマップなどのソフト対策、流域での対応を含む治水対策、市民団体等との連携方策など新たな河川の行政を進めていかなければなりません。事業箇所の峻別など効率的な治水事業の進展も当然のことです。国民の意識や経済社会情勢が大きく変化していることから、先ほど 会長に、「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」を諮問させていただいたところであります。

このほか、本日は、河川の整備を進める上で必要となる各水系の長期的な整備目標を定めた河川整備基本方針と、先ほどお話にありました一級河川の指定等につきましても河川分科会の御意見をいただくこととしております。このようなことに基づいて、我々国土交通省は、皆さんのそのような審査のもとで全力を尽くしていきたいと考えているわけでありますので、よろしく御審議のほどお願いしたいわけであります。

委員の皆様方の貴重な御意見は、先ほど私が申し上げたように、十分反映させていくつもりでありますので、また今後とも高い見地からの御指導をお願いして、ごあいさついたします。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。

は、公務のため退席されます。

2 議 事

(1) 米代川等 3 水系の河川整備基本方針の策定について

【分科会長】 それでは、本日の審議に入りたいと思います。

本日の第 1 の議題は、「米代川等 3 水系に係る河川整備基本方針の策定について」でございます。

本件は、去る平成 13 年 11 月 16 日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会に付議され、同日付で河川分科会に付託されたものであります。

これを受け、河川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議をいただくことが必要と判断し、昨年9月19日に制定した河川分科会運営規則に基づき、当分科会の下に河川整備基本方針検討小委員会を設置し、御議論をいただきました。

小委員会での審議の経過及び結果につきまして、より御報告をお願いいたします。

【委員長】 でございます。ただいま分科会長の方から御紹介のありました経緯がございまして、私が河川整備基本方針小委員会の小委員長を承りました。

この議論を進めるに当たりまして、それぞれ各水系に学識経験のある方等にさらに参加していただくことといたしまして、河川整備基本方針検討小委員会、これは資料1-3にあります。それぞれの委員に参画をお願いいたしました。

この河川分科会から、委員、委員、私のほかに委員、委員にお願いすると同時に、環境、水環境等の専門家として7名の方、また、審議対象河川の存する地域ブロックからそれぞれ河川にお詳しい3名の方、それから、審議対象河川の代表としてそれぞれ河川流域にお詳しい3名の方に御参画をいただきまして、議論させていただきました。

小委員会は、11月27日、12月19日と2回にわたり開催いたしまして、地元事情等も踏まえた活発な意見が交されました。本文の記述ぶりまで含めて、各河川の整備について議論していただきました。結果、策定されました河川整備基本方針(案)は、お手元の資料ナンバーの1-1-1、1-1-2、1-1-3、それから、これまでの新旧比較表として1-2-1、1-2-2、1-2-3と3つの資料をお手元に配付してございます。

この委員会の意見交換の状況を御報告いたしますと、河川環境の整備と保全に関して、環境の目標を設定するなどにより、本文の記述をより充実させていくべきではないかという意見や、関連する情報をより充実させ、1つずつにまとめていくべきではないかという意見が出されました。これらに対して環境に関する記述ぶりの充実をより一層行っていくことは重要であり、今回の水系、あるいは今後策定する水系等におきまして、各河川の検討を重ねていながら充実させていく方向で議論されました。

また、環境の情報についても、河川及び流域の概要という参考資料を公開しながらしますが、それをより充実させていく方向で議論いたしました。

防災に関しては、ハードにとわれずにソフト対策の重要性を認識するとともに、河川管理者、市町村、住民のそれぞれの役割分担を意識した記述を行っていくべきではないかという意見が出されまして、ハザードマップ作成の支援など本文の記述を修正しました。

取排水に関して、流域全体の水循環系の全体像を把握するため、取排水系統図のようなものの必要性を指摘していただき、参考資料にまとめることとしました。

維持管理に関しては、活発なNGO活動を本文に記述すべきとの意見が出され、河川ごとにNGO活動の重要性の高い河川については、積極的に記述していく方向を確認しました。

本文の記述ぶりについて、法律に基づく行政の計画であることから、図表等が少なくわかりにくいとの指摘があり、今後もわかりやすく工夫していくと同時に、別途、各河川の河川整備基本方針が策定された段階で、様々な資料を用いて、インターネットのホームページなどにより説明していく努力を行っていくこととしました。

個々の河川ごとの主な意見としては、米代川水系については、日本海中部地震の際に、

津波が河口から遡上して浸水被害を生じさせたことから、その重要性を指摘いただきまして、本文の記述を修正しました。

荒川水系については、堰やダムによって魚や土砂への影響について指摘をいただきまして、具体的な対応は現地で確認することとしました。

斐伊川水系については、土砂流出の多い河川であるため、河床管理の重要性について指摘いただきまして、管理河床に関しての記述を修正しました。

特にまた、地元代表の委員からの指摘として、米代川水系については、天然アユ、河畔林に代表される豊かな河川環境の重要性について御意見をいただきました。

荒川水系については、江戸時代から洪水に見舞われてきた歴史と、それを現代まで言い伝えてきている点について紹介をいただきました。

斐伊川水系については、斐伊川を代表するものとして、シジミをはじめとする漁業について御意見をいただきました。

以上のように活発な御議論をいただいた後に、本文の修正を経て、本日の河川整備基本方針（案）としてとりまとめることができました。

以上で、私から小委員会の報告といたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か事務局の方から補足することはございますか。特になければ直ちに審議に入りたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは、後に議題が控えておりますので、特に御意見もないようでございますので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思っております。

ただいま御審議いただきました「米代川等3水系に係る河川整備基本方針の策定」につきましては、当分科会として、「適当と認める」ことといたしたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【分科会長】 ありがとうございます。異議なしということでございますので、適当と認めることといたします。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により「分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」こととされておりますので、本案につきましては、会長の御承認を得て審議会の議決といたしたいと思っております。

(2) 河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

【分科会長】 本日の第2の議題は、「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」でございます。

本件は、去る平成14年3月5日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会に付議され、同日付けで河川分科会に付託されたものであります。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 でございます。座って説明させていただきます。

資料2-1からご覧いただきたいと思っております。

まず1枚目は、河川法第4条第1項の規定に基づきます、一級河川の指定について、ただいま分科会長から御説明のありました大臣から審議会会長への付議文でございます。

2枚目は、今度は、審議会の会長から河川分科会への付託の文でございます。

資料2-2に進ませていただきまして、今回御審議いただきます一級河川の指定について御説明を申し上げます。

1ページでございますが、これは御案内のとおり、河川法の規定、手続を書いたものでございまして、一級河川の指定に当たっては、下の方にございますが、関係各省への協議、関係都道府県知事への意見照会を経まして、社会資本整備審議会の御意見を伺った上で告示を行うということで、毎年この時期にやらせていただいております。今回の指定については、既に各省協議、関係都道府県知事への意見照会はすべて終了しておりまして、本日、審議会で御了解が得られれば、明日にでも基本的に官報告示をしていきたいと考えております。

2ページでございますが、本年度の一級河川指定の概要でございます。今回は非常に細々としたものが大部分でございますが、新たに河川工事に着手する等のため、一級河川に新規に指定するものが17河川、20.6km、それから、一級河川の区間を延長するものが13河川、16.5km、それから、河川の付け替え等により、一級河川の区間を縮小あるいは廃止するものが9河川、10.8km マイナスということでございまして、トータルすると河川数では14河川の増加になりまして、延長では差し引きして26.3kmの増加ということでございます。

現在の一級河川の状況については、次のページに若干整理しておりますが、現在の一級水系109の水系については、昭和50年度までに既に指定がされておりまして、概ねこの段階で概成したということと言えるかと思っております。その後、必要に応じて順次指定しておりまして、現在、13年度末で109水系、河川数は1万3,979、延長は約8万8,000kmということでございまして、今回はこれにまた、若干のプラスをしていきたいということでございます。

個別の件名でございますが、次のページに進ませていただきまして、平成14年度河川指定等一覧表がございまして、ざっと御説明しますと、まず天塩川水系豊栄川、これは後で図面がございまして、そちらで御説明いたします。

それから、石狩川水系で、5ページ、6ページ、7ページの一番上まで8河川ほどございますが、これはいずれも新たに河川改修工事に着手するということで、指定をいたすものでございます。中に若干、指定等の理由の書きぶりの違うのが、5ページの一番下にあります南六号川、6ページの一番上にあります由仁川、これは14年度に直ちに工事に着手するということではございませんで、河川整備計画を今後つくっていく上で、一級河川として指定して整備を進めていく必要がございますので、そういったことで今回指定いたします。

それから、次に7ページの真ん中が後志利別川水系丸山川分水路、これは分水路が通水するために指定いたすものでございます。

十勝川旧オベトン川、これも河川工事に伴うものでございます。

8ページでございますが、馬淵川水系黒沢川、これはダム事業が再評価によりまして中止になりましたので、この部分を指定からはずすというものでございます。

それから、名取川は、漁港の事業によりまして、下流端の変更に伴うものでございます。

それから、阿武隈川水系の5河川、これは摺上川ダムという直轄のダムがございまして、この計画が確定いたしまして、貯水池の範囲が決まりましたので、その部分を指定するというものでございます。

9ページ、雄物川水系の成瀬ダムの関係でございまして、これは後で図面がございまして、そちらでご覧いただければと思います。

それから、鶴見川水系真光寺川、これも細かなものでございまして、上流端の部分で区画整理がありまして、その位置が変わるための変更でございまして。

10ページ、信濃川水系鳥屋野瀧放水路、これも14年度から暫定通水開始ということで、新たに一級河川に指定いたします。

それから、関川水系谷内川も、ほ場整備に伴いまして河川の付け替えがございまして、上流端の位置の変更ということでございまして。

それから、木曾川水系余取川、これも河川整備計画を今後作成いたしまして河川整備を進めていくために、今回新たに指定いたします。

次の11ページでございまして、淀川水系草津川放水路、これも後で図面がございまして、そちらで御説明いたします。

それから、江の川水系大戸川、これもダム建設に伴うものでございまして。

太田川水系前原川は、調節池の事業の完了のために、新たに指定いたします。

12ページに進まさせていただきますが、遠賀川水系明星寺川、これも河川工事の関係でございまして。

それから、筑後川水系寺川、これもほ場整備に伴う河川の付け替えによる変更でございまして。

それから、六角川水系牟田辺川、新牟田辺川。牟田辺川の方は、河川区域の変更により廃止されまして、新牟田辺川を付け替え河川として指定するというものでございまして。

13ページでございまして、菊池川水系奥山川、枝川内川でございまして、奥山川の方については改修工事を行うというものでございまして、枝川内川の方は、この奥山川に接続する下流部に当たるので、一体として一級河川として指定するというものでございまして。

それから、最後は大淀川の鶴ノ島川でございまして、これは下水道に移管するというところで、河川としての機能は失われているということで、廃止いたします。

以上が、今回一級河川の指定等を行う個別の案件でございまして。

次に、日本地図がございまして、今申し上げたそれぞれの案件の位置を示してございまして。

資料2-2でございまして、代表事例説明資料をつけておりますので、若干図面をご覧いただければと思います。

まず、1点目が、一番冒頭に出てまいりました天塩川水系豊栄川でございまして、2ページをご覧いただきますと、水系図、天塩川の中流部、名寄市の近辺でございまして、次の2枚目にもう少し細かな地図がございまして、真ん中の緑色の部分を、今回新たに一級河川に指定をいたすものでございまして。

4ページに若干説明がございまして、豊栄川は、天塩川の合流点から5.5kmの部分については既に一級河川として指定されておりますが、その上流部に当たるこの区間について

も浸水被害が最近非常に頻発しておりまして、この部分について今後河川改修工事を進める必要がございますので、今回この 2,740 m の区間について、新たに一級河川としての指定をしたいと考えております。

次に 5 ページでございますが、雄物川水系赤川・北俣沢川・合ノ又沢川・木賊沢川・荒倉沢川という 5 つの河川にまたがる部分でございますが、これは先ほど申しましたように、成瀬ダムというダムの建設に伴う指定でございます。

説明が 7 ページでございますが、これは多目的ダムとして、昭和 58 年から調査を行っておりまして、平成 9 年から建設採択されまして、昨年度に基本計画の公示が行われております。この計画によりまして、ダムサイトの位置等が決定いたしまして、河川の区間を定める必要がございましたので、今回、指定を行うわけでございます。このダムについては、この成瀬ダム流域が洪水被害を受けてきた、一方で水不足も生じているということで、多目的ダムとして建設を進めることとしておりまして、総工費が 1,530 億ということで、平成 29 年までに完成を予定しております。

次に 8 ページの方に進ませていただきまして、淀川水系草津川放水路・北川・伯母川でございます。これは水系図が 9 ページにございますが、琵琶湖の沿岸で、草津の市街を通過して琵琶湖へ流入する草津川という河川がございますが、これの改修が難しいということで、草津川放水路というバイパスを建設してきております。

その次のページにもう少し細かい図面がございますが、上の方に従来の草津川、下の方に草津川放水路ということで図が示してあります。平成 9 年までに、この琵琶湖の部分から 4.1km の部分については既に通水しておりまして、一級河川の指定がなされておりますが、今回さらにその上流部分について完成いたしますので、この部分を一級河川として指定いたします。「草津川放水路」の名称も「草津川」に変えまして、従来の草津川は廃川するということで考えております。これは完成が 6 月の予定でございますので、告示もそれに合わせて行いたいと考えております。

その次は、告示案でございますが、この内容の御説明は省略させていただきたいと思っております。

そういうことで本日御審議いただいた上で、御了解いただければ、草津川の件は 6 月にいたしますが、その他の件につきましては、明日付けで告示いたしたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、御発言もないようでございますので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思っております。

ただいま御審議いただきました「河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定等」につきましては当分科会として、「適当と認める」ことといたしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【分科会長】 ありがとうございます。

なお、先ほどと同様、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 2 項によりまして、「分科

会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」とこととされておりますので本案につきましても、会長の御承認を得て審議会の議決といたしたいと存じまず。

次に第3の議題に入りますが、「米代川等3水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査審議するため御出席いただいております。におかれましては、審議が終了いたしましたので、それぞれ御予定がございましたら、ここで退席いただいても結構でございますが、御予定がなければ、どうぞ引き続きお願いいたします。

どうも、お忙しいところありがとうございました。

(3) 新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について

【分科会長】 それでは、議事を再開いたします。

本日の第3の議題は、先ほど諮問のありました「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」でございます。

まず、諮問の趣旨につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。

資料3-1に、今回、国土交通大臣から諮問いたしました諮問文と諮問理由を3ページ目に掲げてございます。諮問理由につきましては、先ほどがごあいさつの部分でかなりの部分を述べられましたので、私の方からは、最近の河川行政と住民の意識、それから平成14年度予算の概要につきまして、資料3-2-1、資料3-2-2、それから、平成14年度河川局関係予算概要に基づきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、資料3-2-1、最近の河川行政についてでございます。

1ページでございますが、現在の河川法に至るまでの改正の流れを大きく書いてございます。明治29年に、近代河川制度の誕生ということで、主に「治水」を目的として河川法ができたわけでございますが、昭和39年、高度成長に伴いまして、「治水」に加えて「利水」関係の規定を加えますとともに、水系一貫の管理という意味で新しい河川法を改正しております。その後、平成9年に、新しく「環境」を目的として入れますとともに、地域の意見を反映した河川整備計画をつくるということで、現在の河川法になっております。

2ページでございます。地域の意見の反映する計画制度でございます。上段が旧制度でございますが、上段は、河川の工事実施基本計画は、河川審議会の意見を聞いて大臣が定めるといった一つの段階でございましたが、今回新しい法律によりまして、大きな基本方針を定める部分、河川整備基本方針につきましては、今回御審議いただきました米代川等のように、社会資本整備審議会の意見を聞きまして大臣が定めませんが、具体的な河川整備計画、右側の方でございます。具体的な河川の工事の内容等につきましては、原案を示しまして、学識経験者、地域住民の方々の意見を聞いて、河川整備計画を決めるという形にしております。

現在、河川整備基本方針につきましては、一級水系109水系あるうち、今回御審議いただきました米代川水系等3水系を含めまして、13水系ができ上がっております。河川整備計画の方につきましては、現在5河川でできておりますが、そのほかにも50を超える一級水系で、地域の住民の意見を聞くことが始まっております。

次に、3ページからが近年の水害の状況でございます。日本の地図を市町村でブロック

を切って書いてございます。最近 10 年間で、水害がどの程度起きたかということで、赤が 10 年間のうち 5 年以上起こった。あと、色が薄くなるにつれて頻度が少なくなってきておりますが、少なくとも、全く 10 年間なかったというのを除きますと、日本全国の 9 割以上の市町村が、水害、土砂災害に見舞われている状況でございます。

次の 4 ページが、水害、土砂災害の被害の状況でございます。昭和 36 年から平成 12 年まで水害被害のトータル額、これは赤と黄色を合わせた部分でございます。それと其中で一般資産の被害額、赤の部分でございます。それを棒グラフで示しております。棒グラフの中にところどころ(1)とか(2)と書いてございますが、これはトータルの水害被害額の大きい順に 5 番まで書いてございます。それから、年度が書いてある下に、
と書いてございますが、これは一般資産等被害額の大きい順に書いてございます。

これを見ていただきますと、平成 12 年、東海豪雨と書いてございますが、一般資産被害額は、昭和 36 年以降一番大きゅうございました。ところが、トータルの被害額は上に括弧を書いてございませぬが、昭和 36 年以降ですと第 9 位でございます。それまでの水害を見ますと、例えば昭和 57 年ですと、トータルの水害被害額は(1)番、一般資産被害額は下の方で 番ということで、ほぼトータルの水害被害額と一般資産の被害はある程度合ってきたわけですが、近年、トータルの水害被害自体はそれほどでもないけれども、一般資産の水害が非常に増えているという状況でございます。

5 ページは、一般資産だけに限りまして、水害被害の経年的な変化を分析しております。まず、赤の棒グラフは、一般資産の被害額を宅地等の浸水面積で割り算した一般資産水害密度でございます。赤の棒グラフについては経年的に上がってきております。それから、宅地等の浸水面積、水色の折れ線グラフでございますが、これは年を経るにつれて減っていております。すなわち、浸水する面積は少なくなっているけれども、一般資産の水害の被害の密度で見ると、増えていっているということです。

これは従来から言われておりましたが、今回新しくわかりましたことは、緑色のグラフ、一般資産被害額の絶対額でございます。5 年間の平均をとっておりますが、平成 8 年まではいろいろでこぼこして、特に傾向は見られないわけですが、平成 8 年以降を見ていただきますと、一般資産被害額の絶対値自体も上昇してきております。8 年から 12 年にかけて常に上昇してしております。この考えられる原因としては、各工場、事業所、一般家庭にもコンピューターが入ってきている。ポス化もなされてきているということで、コンピューターの浸水被害があります。それから、最近の家屋は、昔の壁じゃなくて断熱材等を使っておりますので、それが少しでもつかると壁自体を全部取りかえてしまわなければならない。そのような資産の中身が変わってきて、一般資産額の額自体も増えてきているのが最近の傾向ではないかと考えております。

その実例でございますが、6 ページでございます。先ほど月原副大臣からもありました平成 12 年の東海豪雨水害でございます。まず、この雨の状況でございます。左上に名古屋地方気象台の日雨量が書いてございます。平成 12 年の気象台の日雨量が 428 ミリでございます。明治 24 年から名古屋気象台は雨量を観測しておりますが、それまでの最大値が一番左側、明治 29 年の 242 ミリでございます。大体それがマックスで、それほど降っておらなかったわけでございますが、平成 12 年には、過去最大の約 2 倍の日雨量がいきなり降ったということでございます。

右側の写真、あるいは下の写真にございますように、新川、庄内川の内水被害、あるいは新川で水が乗り越えて堤防が破堤したということで、約2万9,000人の住民が避難いたしまして、1万8,000戸が家屋浸水しております。このときの洪水被害が6,700億円でございます。

次に7ページ、これは平成13年9月でございます。四国の高知県の西南部、土佐清水市と大月町でございます。右上の方に等雨量線図が書いてございます。土佐清水市と書いたあたりで濃く橙色に囲ってございますが、9月5日から7日までの間に600ミリ以上の雨が降っております。これに伴いまして、写真にございますような被害がございまして、高知県内では床上、床下合わせまして約1,200戸の浸水被害を受けております。これは、この部分的な写真だけではわからないわけですが、このあたりは山と山との中に、谷底平野のところには中小河川が流れております。その川があふれまして、山から山まで、その谷全体が水につかったという状況でございました。

次に8ページでございます。これはちょっと古くなりますが、平成10年9月の那須豪雨でございます。右上の方に同じく等雨量線図が書いてございますが、一番多いところで福島県、栃木県県境で、8月26日から8月31日にかけて、900ミリ以上の雨が降っております。このため上流部では、左側の写真にございますように、余笹川全体が大きくあふれております。また、下流部の水戸市あたりでも、水戸市の旧市街地はこの写真の川の上の方にございます。ここは高台にありますので安全でございますが、手前側、新しい市街地につきましては、水につかったということでございます。

次に9ページが土砂災害関係でございます。三宅島が平成12年7月に噴火いたしまして、平成12年9月以降、住民全員が島外に避難して、それが今でも続いているということでございます。

全国で見ますと、10ページでございます。過去10年間の土砂災害の発生件数を掲げております。年により大小はございますけれども、10年間平均すると、平均で958件、毎年土砂の災害が起きております。特に最近で大きかったのは平成11年の広島県等で、1,501件起きまして、死者が34名出ているという状況でございます。

次に11ページから水利用、渇水被害の概要でございます。市町村単位ではございませんが、県をある程度ブロックに切りまして、最近20年間で上水道について、減水、断水のあった年数を数えた部分でございます。一番濃い赤が、20年間に8年間、上水道の減水、断水があった地域でございます。例えば四国で申しますと香川県、高知県の中央部、東海の方に移りまして愛知県の東三河の部分、関東に移りまして埼玉県の南部等が、最近20年間で8年間、上水道の減水、断水があった地域でございます。

12ページ、平成13年の状況でございます。13年は特に人口が多いところ、この赤で塗っている首都圏、中部圏、近畿圏、それから、四国全島において取水制限が実施されております。ダムの貯水状況等が書いてございますが、ダムの貯水池末端では、ほとんど水の補給で容量を使い切って、昔の地面が出てきているということでございます。このときはこの後台風が襲来しまして、ダムの貯水が回復しましたので、さほど深刻な取水制限にはなりませんでしたが、もし台風がこなかったとすると、非常な大きな渇水被害が生じたであろうと予想されます。

先ほどから洪水、渇水の話をしておりますが、では、その原因となる気象の状況はどう

なっているかということでございます。13 ページが、1 時間雨量の大きな雨量が生じた件数、全国のアメダスの観測所 1,300 箇所の地点から、ブルーが1 時間の降水量 75 ミリから 100 ミリ起きた件数、もうちょっと濃い黄土色が1 時間雨量が 100 ミリ以上増えた延べ件数でございます。年によってでこぼこがございますが、近年、特に平成 10 年以降、75 ミリ、あるいは 100 ミリ以上の時間雨量が生じる件数が多くなってきているということが読み取れるかと思えます。

次に、火山の状況が 14 ページでございます。日本全国、北方領土の 10 火山を除いた 76 火山で、異常現象あるいは噴火があった箇所をプロットしております。これも近年増えてきておりまして、近年では大体 26、27 でございますが、全体分母 76 のうち、3 分の 1 程度の火山で噴火、あるいは異常現象が見受けられているような状況でございます。

次に、全体の年間の雨がどうなっているかが 15 ページでございます。折れ線ででこぼこ書いてあるのがその年の雨でございますが、それだけではちょっとわかりにくいので、トレンドということで、ある程度平均をとっております。青い線が、左の方から右にかけてだんだん下がってきております。ということで、年雨量のトータルはトレンドで見ると、だんだん減ってきているということでございます。一番上と下に点々で書いてございます。雨の多いときと少ないときの開きでございますが、これが年を経るにつれてだんだん大きくなっている。つまり、雨がドーンと降る年はドーンと降るし、降らない年はますます降らなくなってきている、そのようなことが言えるかと思えます。

それに伴ってちょっと細かい話でございますが、ダムで上水道なり工業用水の水資源開発をするときに、大体 10 年間で一度程度の渇水を目標として水資源の開発をやっております。このグラフで「開発当時」というふうに書いてございますが、そのときに 25 年間で 1 番目、大体雨量として 1,500 ミリをちょっと切るような雨量でございます。こういう年雨量をもとにダム計画をして、ダムができ上がっておるわけでございますが、「近年」のブルーの方で見ていただきますと、その 1,500 ミリをちょっと切るものは、近年の 20 年で見ると 1 位あたり。2 位が 1,500 ミリちょっと上でございますが、大体その程度になってきているということで、全体的には年降雨量が少なくなっている。その中で、降るときと降らないときの開きがあるということを考えますと、過去につくられた水資源開発施設の安全度も、最近でもう一回評価し直してみると、低下してきているということが言えるのではないかと思います。

次に 15 - 1 が水質の関係でございます。我々あるいは下水道も含めて、いろいろ水質浄化をやっているわけでございますが、特に湖沼についてなかなか水質が改善されてきておりません。ここでは印旛沼の水質の推移を書いてございます。環境基準 COD で 3 ppm でございます。いろいろ水質浄化の改善の努力はしておるわけでございますが、水質の現況で見ますと、経年的にぼぼ横ばいといった形になっております。

これがどのような影響を与えるかと言いますと、生態系にも影響を与えますが、ここで上水道として利用しております。右上の方のグラフでございます。江戸川とか利根川とか比較的水のきれいなところから取水して浄水するためには、1 立方メートル当たり 10 円前後の単価で済みますが、印旛沼から上水道に使おうとすると、大体 1 立方メートル当たり 40 円程度のコストがかかる。コスト的にも高いということでございます。

次に 15 - 2 が河川の河道の状況でございます。戦後、水害が頻発して、また、高度成

長期にも、特に都市で都市水害ということで、都市化が進むにつれて水害が頻発するというので、急いで我々河川改修を行いました。その結果がこの写真で見えるような形で、川の両岸がコンクリートで固められている。はなはだしい場合には川の底までコンクリート、いわゆる三面張りといったような河川の改修がなされてまいりました。これでもって一定の治水効果は発揮しているわけですが、現在の段階で見ると、このような河川を果たして残していくのか、あるいは解消していくべきなのか、いろいろ問題があるところがございます。

次に 16 ページからが住民とのかかわりの部分でございます。多摩川水系の河川整備計画を策定したときの経緯を一まとめにしております。先ほど冒頭で、平成 9 年の河川法改正に伴いまして、具体的な河川工事の内容等を定める河川整備計画につきまして、学識経験者、あるいは地元住民等の意見を聞いてというふうに申し上げましたが、具体的に多摩川ではこのような形で、学識経験者につきましては、左側の方ですが、流域委員会という形で 5 回、それから市民団体、これは右側の方でございます。多摩川流域セミナーという形で 8 回、そのほかにも住民自身が、さらに左側でございますが、市民フォーラム、ふれあい巡視という形で、多摩川の現地を見ていろいろ意見交換をするという形で、法律と書きますと、「地域住民の意見を聞く」と簡単に書いてございますが、実際にはこれだけたくさんの回数をやりながら、かつ決まった案をやるのではなくて、真ん中ほどに「河川整備計画原案（概要、たたき台）」というふうにございますが、まだ案が決まる前から、いろんな意見を聞きながら、河川整備計画を立てているというのが実情でございます。

次に 17 ページでございます。こちらは環境の方で、昨年以來時々新聞に出ておりますが、自然再生ということで、釧路湿原を昔のような形の湿原を取り戻そうということで取り組んでおります。これも国土交通省だけではなくて、流域住民、あるいは N P O も入っていただいて、真ん中ほどにございます釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会というのをつくりまして、いろんな方々の意見を聞いて計画をつくる。かつ、このページでは書いてございませんが、計画に基づいて単に事業をやるということではなくて、事業をやりながら、その部分を反省して、悪いところがあれば、直しながら事業をやっていく。そのような事業の進め方をしようというふうに考えております。

以上が最近の河川行政でございますが、では、それに対して住民の意見はどうかということで、河川に関するアンケート調査がございましたので、それを御紹介いたします。資料 3 - 2 - 2 でございます。これは、内閣府が、昭和 13 年 7 月に水に関する世論調査というのを行いました。標本数は、全国 20 歳以上の方を、層化 2 段無作為抽出法で標本数 3,000 人、それらの方々に対して調査員による面接を行いました。有効回収数は 2,111 人でございます。それにつきましていろんな質問を申し上げまして、それに対する回答でございます。

1 ページが、まず、治水施設の整備に対してでございます。5 つ質問してございます。1 番目が「現状より負担が増えても、早急に施設整備を進める」、2 番目が「現状の負担で現状どおり進める」、3 番目が「整備が遅れても、現状の負担を少なくする」、4 番目が「整備の必要はない」、5 番目が「その他」、あるいは「わからない」といった部分でございます。

このグラフを見ていただきますと、上段の「現状より負担が増えても」とか、あるいは

「現状の負担で、現状どおり」、この両者を足しますと全体の 73.1 %ということで、よく個別案件では、川辺川ダムとか、吉野川第十堰、古くは長良川河口堰、いろいろむだな公共事業、必要ないとかいうふうに言われておりますが、全体的なアンケートではこのような結果になっております。

次の 2 ページが、水資源の供給でございます。これも同じような質問をしております。この中で上 2 つを拾いますと、「現状より負担が増えても、施設整備を進める」、あるいは「現状どおり進める」というのが、両方合わせると 52.3 %でございます。先ほどの治水が上 2 つで 73.1 %に比べて、湯水時の安定的な水供給については、上 2 つで 52.3 %。そのかわり、3 番目の「多少不便でも、節水等の水の使い方の工夫で対応する」というのが、治水とは違って 35.7 %、そのような状況でございます。

3 ページは、地震だとか異常な災害時に安定的な水供給をどうするか。2 ページとほぼ似たような回答状況でございます。若干 2 ページに比べますと、上 2 つを合わせると 56.9 %、先ほどの 2 ページが 52.3 %でしたので、異常時にはやはり水が欲しいという傾向になっております。

4 ページが、水環境の点についてでございます。同じような質問をしております。上 2 つの「現状より負担が増えても、早急に」と「現状どおり」を足しますと、75.9 %でございます。治水の方が、上 2 つで 73.1 %でございますので、それよりも高い要望になっております。

次の 5 ページが、現在の河川の水質、水辺環境について、どう考えているのかというのを 5 つ質問してございます。「良くなっている」、「悪くなっている」、「変わっていない」、大きく分けると 3 つになるかと思えます。

上 2 つ、「良くなっている」、「どちらかと言えば良くなっている」が 32.4 %、約 3 分の 1 でございます。真ん中 2 つ、「どちらかと言えば悪くなっている」、「悪くなっている」、これも 36.8 %で若干多いんですが、約 3 分の 1 でございます。下 2 つ、「変わっていない」、「わからない」、これを合わせると 30.8 %ということで、大体、良くなってきていると思う人、悪くなってきていると思う人、変わっていないと思う人、大体 3 分の 1 ずついろいろ意見が分かれているというのが、水質や環境に対する御意見ではないかと思えます。

7 ページが、では、行政に何を望むかということで幾つかの質問を出しておりますが、一番大きいのが（オ）で「水質汚濁防止のための下水道の整備」、それに関連して、（エ）の「河川の湖沼の水質浄化対策」、両方合わせますと、重複回答が OK ということでございますので、100 を超えます。次が、（ア）の「洪水・土砂災害防止」ということになるかと思えます。

あと、観点は違いますが、8 ページ、これは先ほどの内閣府のアンケート調査とは別でございます。昨今、「総合的な学習の時間」が注目されておりますが、それに対して何をしたいかということ、学校の先生方に、全国総合的な学習セミナーにおいてアンケートいたしました。

まず、「総合的な学習の時間」の対象として注目しているものを 2 つということで、まず「環境」が約 80 %でございます。その環境学習の対象として注目しているものが、その中で「河川」、これもその中で約 80 %でございます。いわゆる教育の関係として、昨今「河川」が注目されているということが言えるのではないかと思えます。

それを受けまして、平成 14 年度予算がどのような形になっているかということでございます。平成 14 年度河川局関係予算概要の 11 ページをご覧ください。11 ページが平成 14 年度河川局予算の総括表でございます。一番右下の方で、公共事業関係費計というところで、対前年度比 0.89 となっております。これは国全体として公共事業を対前年度マイナス 10 % にするというので、それを受けた関係で、河川も似たような約マイナス 11 % という形になります。

それで何をやっているかということですが、ちょっと飛んでいただきまして 15 ページでございます。全体が 0.89 ですが、必要なものはやっていかなければならないということで、1 つは重点分野へ傾斜配分するというをやっております。上のグラフでございます。経済財政諮問会議で、重点 7 分野というのが言われておりますが、そのうち河川関係で該当するのが、環境、少子高齢化、地方活性化、都市の再生、IT という 5 分野でございます。この分野に重点投資をするということで、全体の伸びが 0.89 の中、この分野については 0.96 の伸びを確保しております。逆に言いますと、この 5 分野に該当していない部分、一番上の方の部分でございますが、それらについては対前年度比 0.71 というような非常に少ない額の配分になっております。

それとともに、事業の箇所数を減らして、事業をやるところにはたくさんお金をつけて早く事業を完成させるということで、15 ページの下の方でございます。河川、砂防、海岸事業、各々事業の箇所数を経年的に減らして行って、1カ所当たりの事業費を増やすようにしております。

次に 16 ページに移っていただきまして、上の方で、主要経費別分類の見直しというのがございます。先ほど内閣府のアンケートでも、水質環境関係の要望が強いということ、それから、環境関係につきましては、よくなっている、悪くなっている、変わらないという意見が 3 分されているということをお知らせしましたが、そういう水環境について重点的に取り組むために、これは会計上の話になりますけれども、都市水環境整備という費目を設定いたしまして、0.96 の伸び率を確保して、重点的に進めようとしております。

あと、その下の修繕費補助の採択下限額の引き上げ、それから、費目の整理による重点化、統合補助金の創設、これは地方分権に絡みまして、小規模な補助金は廃止する、あるいは個別の箇所付けをやめて、県の一括配分で、個別配分は県の裁量に任せる、そういう趣旨を取り入れてやっている部分でございます。

17 ページに移りまして、既存施設の徹底活用ということで、予算が減ってきている、あるいは環境問題等もあってなかなか新規のダムができにくいということがございます。そういう中で、既にあるダムを運用、あるいはダム間の目的を変えて効率的な運用を行うということでございます。

ここに例を書いてございますが、Aダムというのは、面積は大きいけれども、普段の雨が少ない。Bダムというのは、そのダムに雨で集まってくる集水面積は小さいけれども、雪解けのときにはたくさん水が出てくるということで、各々多目的ダムということで、Aダム、Bダムとも治水、利水の機能を持った多目的ダムとしておりますが、そういう流域の条件を考えますと、普段の雨が少ないところは、利水容量を持っておりましても、そのための水がなかなかたまらない。ところが、そこは都市に近いということで、その利水容量はBダムの方で持っていて、Aダムは専ら洪水調節にもっと力を発揮すべきだ

ということで、ダムの目的を変えていこうということを考えております。平成 14 年度から、利根川上流ダム群再編事業の調査に着手する予定でございます。

概略でございますが、最近の河川行政、それから、河川に関するアンケート調査、平成 14 年度の予算概要につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

本日は、第 1 回目の会議でございますので、治水政策に関して普段から感じていることや、今後の方向性として重要と思われるような点について、各委員の方から自由に御意見をいただいた上で、次回以降の議論の参考にしたいと思っております。

本日は非常に大きなテーマの諮問をいただいたわけでありまして。今後の治水行政、河川行政の基本となる方向づけという答申になるかと思っております。かなりの時間をかけなければ答申もまとまらないと思っておりますが、また一方では、役所の仕事の仕組みから言いますと、今年の概算要求の時期までに、ある程度の提案もしたい。中間報告的な提案もして、早く実施を検討していただくということも考えられますので、幸いきょうは皆さんに御審議に御協力いただきまして十分審議時間もございまして、これからいろいろ御意見をいただきたいと思っております。

ちょっと 5 分ほど休憩させていただいて、その間にひとつ皆さん、何を提案されるかいろいろまとめていただきまして、やっていただきたいと思っております。また、資料等で今後必要となる資料等について御注文があれば、事務局の方へ御遠慮なくお申し出いただければと思っております。それでは、あの時計で 18 分ぐらいに再開したいと思っておりますので、お願いたします。

〔暫時休憩〕

【分科会長】 それでは、再開いたします。

先ほど申し上げたように、ひとつ各委員からの自由な御発言をお願いいたします。どなたからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

【委員】 広範にわたる資料の御説明があったわけですが、私はまさに戦後から現在までにかけて、非常に社会の変化が激しい中で、河川行政はその時々の問題に、流れとしては全体として見れば対応をうまくやってこられたと思うんですが、そういう中で、原論と言いますか、本質論を議論する時期ではないかという感触を持っています。行政ですから、その時々にかかる問題に対していかに対応するということでは、もちろんそういう方法しかないかと思うんですが、流れの中で見ていると基本問題というのが幾つかあって、そんな立場から。ですから、これがすぐにできるという感じは持っておりませんけれども、中長期的に考えていかなければいけない点を二、三指摘したいと思っております。

1 つは、都市河川の問題に象徴されるように洪水問題、水質問題で、原因は流域にあるわけですが。ある意味では河川は被害者であるのに、そこへしわ寄せされてくるすべての問題を河川技術者が全部しょってやってくるという形で進んでいるわけですが。やり方としては都市河川の場合には、委員がおられますけれども、鶴見川で始まったような総合治水というような仕組みをつくった。けどこれは、流域に願するという形なんです。

治水、日本の長い歴史で見れば治水が非常に重要だということで、公がやるという原則。原則としては恐らく正しいんだと思うんですが、都市化のような問題というのは原因者がはっきりしているわけで、原因者が負担するといいますが、ある種の原則を認めなけ

ればなかなか進まないようなことが幾つかあるような気がします。

1つは防災調整池のような問題が都市計画上に位置づけられていないとか、もっと小さい範囲で言うと、雨水の貯留浸透のような各宅地レベルでそういうものを入れるということは、ある意味では原因者負担という考え方で、実はドイツなんかはそうやっているわけです。宅地に貯留浸透をやって抑制するか、排水の賦課金を出すか。それは汚染者でもそうですけれども、そういうことをやっていかないとなかなか進まない。

具体的な例で言うと、昨年、水大賞をもらった、小金井市の に雨水浸透の普及に熱心な さんという方がおられるんですが、これは小金井市で雨水浸透を配管屋さんと協力して、各家にお願いして、これは各家の負担で入れてもらうということをやったんです。これは治水だけではなくて、湧水の復活という環境的な意味もあるんですけれども、彼が述懐しているのは、これは下水道法違反なんだと。下水道法違反というか、下水道は汚水は私費だけれども、雨水対策は公費だという原則。いいことをやって皆に褒められるようなことも、仕組みとしては原則的に下水道の施策に対しては全く違うことをやっていて、そういうことも言われながらやってきている。いいことをやっているんだけど。

細かい話になりますが、新しいところへ雨水貯留浸透を入れるとか、建て替えるときに入れるというのは、ほとんどコスト高にならないんです。この種のもは、先ほどの防災調整池のような少し大規模なものは、都市計画上で位置づけるべきだし、分散型の貯留浸透のようなものは、建築基準法なり建築確認のようところでちゃんとやると。それを適用するところがどういうところかというのは、技術的なことはもう整理されていますから。やはり原因者負担的な考え方を入れなければ、なかなかうまくいかないだろうと思っております。

東京都の神田川も実は流域対策として、10 ミリぐらいを長期的には治水計画に入れようと言うんだけど、お題目だけで。大体日本の家というのは、30 年ぐらいで建て替えるということになっていて、そういうサイクルでいけば、30 年ぐらいたてば浸透施設がちゃんと流域全体にゆきわたるといって、そういう仕掛けがないといけないという感じを持っておりまして、幸いに社会資本整備審議会は、分科会形式になって横断的なテーマを扱う。特に本委員会では、横断的テーマをやった方がいいという議論がありまして。まさにそのとおりで、河川とか下水道、こういう分科会が一緒になって建築分科会とか都市計画分科会へ、先ほど申した例以外にも幾つかあるかと思っておりますけれども、流域へ河川の方から物申すということをぜひやっていただきたいというのが1点です。

それからもう一つは、今説明もありましたように、治水の基本計画はできるけれども、それを実行するための予算は微々たる中で、もう既にそういう動きは十数年前、もう 20 年来始まっているんですけれども、構造物、施設をつくるだけでなく、むしろ流域対策として物を考えよう。流域対策としてというのは、住民の方々にもハザードマップとか、予警報という方向で進んでおります。それから、去年か一昨年か忘れましてけれども、一応概念としては、氾濫を視野に入れた治水ということも打ち出されています。

治水の最終的な目標は、流域の中での被害の最小という概念だと思います。これは今の議論の中では、計画の中でやると混乱するので、超過洪水のようなものを頭に置いて、超過洪水も考えるということになっておりますから、そういうレベルで考えた場合、被害最小というのと、今まで築堤などで考えられていた左右岸公平とか、その概念は実は整合性

がない。被害最小というのは、大事なところを守るということですね。被害が少ないところは、ある程度氾濫を許容してもらおう。

まず被害最小という概念があって、それは江戸時代もあったわけだけれども、それに戻すという意味ではなくて、今度は被害最小にするために、氾濫を許容された部分は、ちゃんとした補償と同時に、被害が最小になるような土地整備、住宅整備をする。もし氾濫した場合には、やはり受益論が多少治水にも入ってこなければいけないだろう。これも今まで議論されたんですが、受益した都市なり何なりが、ちゃんと被害を受けたところへ直接的に恩返しをする、補償するという考え方をセットにしながらか、それはウエートをつけていかざるを得ないと思うんです。

それは、氾濫が想定される場所のちゃんとした被害最小の整備、これは農地整備と農村の集落整備をやるということだと思いますが、そういう流域での被害最小の概念。それともう一つキーワードとしては、被害があるところへ住むこと自体に対する自己責任も概念としてあると思うんですけれども、その辺の概念を整理しながら、いかに被害最小な流域システムをつくっていくかという原論あたりを少し考える時期にきているのではないかと。今までも考えておられたことは知っているんですが、なかなか解決できないにしても、少し治水の整備のスピードが落ちた現段階で、議論したらどうかと思います。

もう一つだけ、全体に共通する問題としては今度は「安全で美しい国土づくり」、これは川の問題だけではないと思いますが、これをやるには技術的な対策を考えるのは当然ですが、むしろ根本は土地利用をどうするかということだと思います。土地利用がどうコントロールできるかという話の中で、どこでも言っているので聞かれるかと思いますが、韓国へ行ってソウルとかテグのような中央都市も地方都市を見ても、極めて整然とした都市がつくられている。道は広いし、街路も十分だと。

聞いたら、区画整理事業で70%の賛成があったら、強制執行するというようなやり方をやっている。日本でも3分の2でやれることになっているけれども、なかなかやらないですね。こういうことになったのはいろいろ経緯があるかと思いますが、公共性と私権との関係を、これは行政が信頼されていないとできないと思いますけれども、河川なんかはいいことをやっているのだから信頼はあるし、都市計画でもそうだと思うんです。

これは河川だけではなくて、全体としてもう少し公共的なものを効率的にやるというか、はっきり言えば私権をもう少し抑えるべきだと思っているんですが、そういう土地利用をどうするかということも根本問題として、これはこの分科会だけではないけれども、考える時期ではないかと思っております。

大きなことばかり申しましたけれども、各論としては、きょうのお話で外力がどうなるとか、そういう議論も前提にして考えるべきですが、そういう議論はまたの機会に譲りたいと思います。大き過ぎる問題かもしれませんが、考えていることを言わせていただきました。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかにどなたか。どうぞ。

【委員】 今 先生から御指摘がありましたが、今回の諮問については「美しい」という言葉が入ってきまして、一番初めかどうかわかりませんが、多分余り今まで使われていなかった表現だろうと思います。これは大変重要なことだろうと思います。今まで高度成

長期、随分社会資本で頑張ってきたわけですが、当然ながら成果はありながら、一方で評価についてはいろいろあるわけでありまして、その中で非常に欠けている点というか、今までやりたくてもできなかったのが、こういう美しさだと思います。つまり、非常に質の高いストックをつくり出すものについては、まだそこまで行ってなかったんだろうと思います。

どういう答申になっていくのか、委員の1人ですから私も頑張らなければならないんですが、少し新しい21世紀の方向が出てくればと思います。「景観」という言葉と「美しさ」とはちょっと違うと思うんです。美しさとなってくると、ある程度つくり出すための文化性とか、芸術的な観点とか、それを維持していくための努力とか、もう少し加わっていくような私は個人的な感想を持っております。従来、この10年ぐらい公共事業の中の景観政策は随分頑張ってきたと思いますけれども、もう一ひねり多分いるのかなと思っております。

それからもう一つ、きょういただいた資料で、平成14年度河川局関係予算概要の中で、これも、あれっと思った部分がありまして、従来、河川行政を問わず国土交通省の施策の中で余り使われてなかったことで、47ページの中に「観光」という言葉が入ってきました。従来は日本の観光政策の所管が運輸省でありまして、建設省と別でしたのでそういう面もあったと思いますが、一緒の省になった後で、よく考えてみますと、毎年、日本の若い女性とか多くの方々が、例えばヨーロッパに出掛けてショッピングをしたり云々と。これは単に買い物をしているだけではなくて、都市の中の文化とか歴史の中に一種身を置くということを大変心地よいと思うか、楽しんでいるわけです。

そういうことに対しては、日本自体も長い歴史と文化を持っているわけですが、そういう意味では海外なり、あるいは国内でもいいわけですが、別の場所に訪れてそれでということで、実はそれが非常に大きな雇用とか、または地域の活性化になったり。また人が来てくれるということで、都市の文化なり伝統なり含めて逆に維持できていることについて、日本自体は非常に立ち遅れていると思っております。

従来は観光政策と言いますと、輸送機関をなるべく使ってほしいということだったと思うんですが、もう少し世界に目を向けて、日本の大地なり国土なり、あるいは食文化を含めて、すべてを誇れるものにして、その結果としてまた外から人に来ていただく。そういう中で川というのは大変重要な役割を果たす場所だろうと思います。

ここに松江の堀川の事例、残念ながら私は現地を知りませんが、大変改善されている例があります。これにさらに一歩進んで、松江は当然ながら江戸時代からお茶とか食文化もあるところですので、周辺の街並み等も含めて、いろんな地域経済に貢献することが日本の地方の伝統的な都市の一つの生き方であろう。しかも高齢化の中で、日本国内の人口そのものは低下してくるわけですので、その中でいかに活性化して、広い意味で交流人口ですが、外から訪れて、いい意味でお金を落とさせていただく。そういうことが伝統的な産業を維持することになると思いますので、これは河川だけに限らず、国土交通省の総力を挙げてこれに取り組んでほしいと思います。その中で水辺について大変大きな役割を果たすと思います。

そこで、現在ある堀川とか、似たような事例ですと柳川とかいろいろあったと思うんですが、それに伴ってもう一歩さらに踏み込んで、例えば新潟の東堀、西堀を掘り返しても

とどおりつくるとか。あそこは私の記憶違いでなければ、戦後の新潟地震か何かのときとか国体のころに、道路の整備のためにやむを得ず堀を埋めたと思います。昭和 30 年代ごろですね。今は日本全体の都市は当時と全然交通事情が違いまして、郊外の宅地化が進んだり、バイパスができた、道路交通形態も大幅に変わっております。日本全体の都市は、東京とか大阪は別として、中心市街地の交通需要は随分様変わりしていると思います。

あと思いつくのは、堺もそうです。それから、城下町は日本に数多くあるわけです。それから、寺内町という場所も必ず堀り割りがあるわけでありまして。既に民有地となった場所はいた仕方ありませんが、公有地のままで維持されている部分が、道路となったり公共施設として使われている部分はかなりあると思います。それが本物の形である程度出てくる、復元することもあってもいいのかなと。

昨日か一昨日の新聞にも出ていましたが、日本橋の高速道路をどうするかいろいろ検討しているということが報道されておりました。日本橋の問題も全体の流れで、江戸城の内堀、外堀をどうするかという中で考えていくべきだろうと思います。

実は私は道路の方の審議会も入らせていただいているものですから、先週、基本政策を検討する際にしゃべろということになりまして、先週実は報告いたしまして、既にインターネット等でも出ております。その中で、道路空間になっている部分の道路づくりのあり方、私が検討ということでしたたき台に出したものの 10 項目の一つに、これを入れました。

これは民有地になっている部分は無理ですが、道路空間になっている部分でそういうものが可能であれば。当然、河川行政がそれを引き受けないと連携プレーができないわけがあります。そこら辺もぜひ少し。例えば新潟ではそういう運動とか、検討している有志者とか既にいると私は聞いております。そういう芽があるところは、そういうことも考えていいんじゃないか。例えば内堀、外堀の一部を、やはり形が出るだけでも、その地域の街並みの雰囲気はガラッと変わると思います。

例えば金沢でも、もとの金沢大学を移転したり、あそこは金沢城の全体の雰囲気がかけがえのない歴史的な遺産ですし、また観光的な資産ですので、順番に金沢城の整備を進めているわけでありまして。それがちょうど NHK のドラマとセットになっているわけです。そういうことをきちんと考えていくのは地方都市の、しかも歴史のある都市の今後の生き方の大きな施策になるのではないかと。その場合は地域の方々が純粋に、長浜の黒壁のように、人が行かなくなった商店街の中で明治以降の建物などを買い取って、それで新たに商業振興をやるということも重要なんですが、それだけではできない部分があって、公共空間をどうするかということがないと、どうしても動かない部分があるわけですね。その辺は河川行政、道路行政の中の、ある一つの重要な柱になっていい部分としてあるのではないかと。既に蛇行河川を復元するというところまで踏み切るわけですので、近世以降日本人がつくってきた中の重要な水辺の空間を、本物を逆に一部戻していくことも当然あっていいのかなという感じがいたします。これは幾つか象徴的な意味で申し上げているわけですね。

当然ながら、従来から取り組んでいる施策は、いずれも必要なものが多々あるわけでありまして、引き続き取り組んでいく必要があると思います。例えば、今の取り上げた河川局の関係予算で言いますと、46、47 の中の水辺都市と言った場合に、確かに東京の下町では高規格堤防は必要だと思っておりますが、そこだけで水辺都市というふうに語ると、ちょっと寂しいのではないかと。もともと日本は、水辺の中で水郷都市とかあつ

たわけですから、社会が落ち着いてきた段階で、本格的に考えていく部分があるのかなという感じがしております。

それからもう一つ、河川沿いの空間、「美しい」というキーワードの中で申し上げているわけですが、至るところの川沿いすべてそうですが、特に大都市圏で非常に荒廃が激しいのは、河川沿いの段丘面の景観が非常に崩れてきておりまして、河岸段丘の緑が壊されてマンションが建ったり、ミニ開発されたり、河川沿いの水田の部分が産廃の捨て場になったり、建設資材が山積みになったり、至るところに見られる現象であります。

もともとは、伝統的に農業の中で維持してきた土地利用が維持できなくなっているのは歴然たる事実であります。したがって、河川行政なりその周辺のまちづくりをどうするかという中で、それは本来河川としても重要な、河川法の河川区域のちょうど周辺部分が多いと思いますが、河川としてもそれはきれいな形で、ある程度周辺の河岸段丘なり農地等が維持されていることは望ましい姿であると思いますので、そこも河川行政のみではできない部分ですが、河川行政としてそこを取り組むという姿勢があった上で、初めていろんな連携プレーがとれるのではないかという気がしますので、そこら辺は少し考えていったらどうかと思います。先ほどの会長のお話ですと、夏ごろまでに少し何か方向性を出したいというお話もありましたので、また機会があればそういうことを私なりに提案したいと考えております。

それから、今ちょうどNHKのドラマで金沢をやっておりますが、その例で言いますと、あそこは非常に有名な浅野川というきれいな川がありまして、その景観は、その付近に東の茶屋町とか、カゾエ町とか、元の花町ですが、最近では伝統的建造物に指定されたり、非常にきれいに維持している場所がございます。そこに行くと、川の中に散歩道があって、入れる場所なんですけれども、一画に高層マンションが建っている場所があります。

行かれるとすぐわかるんですが、浅野川の一番いい場所の付近によっきり、バブル時代にマンションが5、6棟非常に醜い姿で建っておりまして、これは明らかに河川沿いの建物の高さについての規制がおかしかったんです。反対側の右岸が風致地区で抑えられておりまして、卯辰山からずっと東の茶屋町まできれいになっているんですけれども、反対側は実はかかっておりませんでした。もともとは二階建ての木造の建物だった場所が、容積率が高いものですから、よきとしたマンションになってしまいました。これは本来の都市計画行政の問題点であると思いますが、美しい河川空間となると、河川行政としても、河川側から見た建物のあり方があっていいのかなという気もしますので、その辺も少し考えてほしいと思います。

幾つかいい例、もうちょっと頑張ればよくなったという事例は日本国内の至るところにあると思います。事務局の方々も、いろいろ赴任されている場所とか、いろいろ見聞きして多々あると思います。そんなにとんでもない難しい話ではなくて、国土交通省の中でいろんな施策の連携プレー等でかなり取り組める部分があるんじゃないかという気もします。もちろん国の審議会の中、国の施策だけではそれは無理で、当然ながら地域の自治体なり地域の関係者の方々の理解がないと無理だと思っておりますが、政策を打ち出すのは国の役目だと思っておりますので、その辺を少し考えていただいて、我々とも意見交換をさせていただければと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 さんどうですか。

【委員】 先生からかなり明確な御意見がありました。僕らもそういう意見がもつとも思いつつ、行政もちょっとやってきたがゆえに、なかなか難しい問題もあるなという感想を持っておりまして、現状はどうか、事務局の皆さんからも御意見があったらお聞きしたいと思います。

総合治水対策というのが昭和 50 年代に提案されたわけですが、その 1 つのモデルが鶴見川だったわけです。鶴見川でやっていたときには、余りにも水害が頻発するので、地域も自衛上とにかくやむを得ないと。市町村の権限もフルに活用しようということで、このときは、とにかく行政の縄張りはそっちのけでやろうじゃないかという合意があったわけです。したがって、鶴見川は直轄河川で氾濫していて、直轄事業の怠慢ではないかという批判をしても仕方がないということから、住宅団地開発も一緒に協力して、資金も提供する、あるいは自分たちの開発地域に防災調整池をつくるということが合意の中で成り立っていたんです。

これらが基本になって、河川審議会の答申になりましたけれども、それを実際に行政に移すとなると、これは一筋縄ではいかなくて、2 年ぐらい行政間の調整をやったと思います。その結果、河川行政としては妥協だったと思いますが、向こう 10 年暫定計画をつくる。10 年計画が終わるまでの間は、都市計画、団地開発の方も緊急避難的に防災調整池をつくってくれということで、その間に河川も一生懸命改修をやりまますよということで、双方合意がなってスタートしました。

じゃあ 10 年たってどうなったかということ、河川改修はやりましたけど、防災調整池はとてもしりぞいてもらわねえわけにいかんというのが現状で、それが今転売に転売を重ねていって、昔の経緯を知らない人たちは、また防災調整池を埋め立てて住宅にしようかという話が出てきたりしております。

ただ、その間に各行政もお互いに調整もしたでしょうし、昔ほど縄張り争いもなくなってきて、霞ヶ関もこういう大きな省庁ができることになってきたとすれば、初期の総合治水のときの考え方、つまり暫定計画なのか。およそ河川は、流域は全部土地開発されたら引き受ける義務があるのかねと。さっき虫明先生は原因者負担だとおっしゃったんですが、一方では、日本全国、都市計画の規制がない限りはどこに住んでもいいんじゃないかという議論だってあるわけで、そこのところはどう調整していくのかなというのが、限りなく原因者負担だと思いたいと思いつつ、そこはちょっと自信が持たなくなっておりまして、これから議論していく過程でスパッとした御意見を出していただいて、行政への激励になればいいんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、去年の東海豪雨で、この写真もありましたが、大破堤している真っ最中に上流のポンプ場でどんどん水をくんでいたという話がありました。鶴見川がちょっとした雨でしょっちゅう氾濫するような状況のときに、下水道のポンプを市がつくるということで、河川が満杯になったときはポンプをとめてくださいよという合意でつくっていただいた。ただこの合意は、下水道事業者と河川管理者との間の合意ではあったけれども、住民はそこは余り知られていない。

1 つの例は、大阪の平野川で裁判にまでなってしまった。平野川が満杯になったら下水道のポンプをとめるよということだったので、下水道事業者というか下水道管理者はポン

プをとめたんですけれども、住宅地を遊水地に使ったということでこれまた被災住民からの激しい裁判になって、河川は勝ったが下水は負けたというような裁判になってしまいました。

これらも去年の東海豪雨なんかを見ていると、どういうふうこれから解決していったらいいのか。やっぱり最後は河川が引き受けて、予算を傾注して改修していくと言っても、あの密集市街地で流下能力を増やすと言っても大変なことだなど。住宅地一帯を買収して遊水地をつくるということになるのか、あるいは、せめて破堤という形はとらないために、ある程度のポンプの設計なり計画なり運転規制なり、もう少しオーソライズする。そのための必要条件は何なんだと。こういった問題も必ずしも金だけではなくて、仕組みが地域に、基本的に河川から流域にどんどん物申せというぐあいに、仕組みをどういうふう土地利用行政との間でわたりをつけて担保をとっていったらいいのか。

先生は鶴見川でいろいろ御研究なさっているようですけれども、こんな問題について何か御意見があったら、いただきたいなと思います。

【分科会長】 さん、お願いします。

【委員】 土地の話について私が思っていることは、何でもそうですけれども、社会資本の整備を考えていくと、最終的には土地利用の話にどうしても行き着いてしまう。いろんな議論が外国法の研究等も含めてあるんですが、私が最近思っていることは、土地の話は実はそんなに難しいことではなくて、理屈はかなり単純であります。防災であるとか、内在的な財産権の制約であるとか、そういった話というのはみんなが安全に暮らせるというのが基本でありますので、それがその制約根拠になる。簡単に言うとそれで終わりであります。しかも、補償という問題が出てくるんですが、それも内在的な制約であれば全部の補償が必要というわけではないということです。土地の話というのは、むしろ社会の合意であるとか、政治の話とか、行政のやり方とか、そっちの方じゃないかなというのが最近の考えです。もちろん理論的な緻密な理屈を立てる必要はあるなと思っております。

そのとき、川の場合は、特に洪水を防止するとか、治水というのが一つのキーワードになると思うんですが、結局治水概念というのは、流域単位で治水を考えていかないとみんなの生活が守れませんということになると、流域単位での土地利用規制はそれなりに根拠づけられるはずで、あとは公用制限をどういうふうにかけていくかということなんだろうと今のところと思っておりますが、さらに勉強したいと思っております。

この諮問について申し上げたいんですが、内容については既に出ておりますが、まず諮問の表題の「新しい時代における安全で美しい国土づくり」という言葉なんですが、言葉に反応してしまうんですが、「美しい」という言葉は非常によろしいと思っております。何でいいかというと、治水政策は基本的に公共事業を中心にやってきたわけですが、現在求められているのは、方向の転換ではなくて質的な転換で、恐らく高付加価値型の公共事業が求められている。そのことを内容的にも深くあらわせるような言葉として、「美しい」という言葉を私は受けとめております。したがって、新しい時代というのは、まさに美しさということを追求するということが、方向性としては結構いいんじゃないかと思っております。

ただ、この諮問理由を見ましても、ちょっと思いますことは、美しいという言葉に対応するような具体的な施策が、非常に隔靴搔痒といたしますか、この予算概要を見てもそうな

んですが、美しい水辺空間と言っても、何となく言葉が浮いているような感じがあって、この美しさとは何かということ、もう少し概念として詰めないといけないのではないかと思うわけです。

多分環境というのが1つ、これもちょっと違うんじゃないかと思うんですが、非常に近いのは環境概念で、環境については大阪空港訴訟以来環境権の概念というのは古い話として存在しておりまして、何も緑があるだけが環境ではなくて、人間の生活空間であるとか、文化環境であるとか、非常に広い概念として存在しております。そのことは美しい水辺空間とか、美しい都市とか、そういう言葉を使ったときに、土地利用の話も実は美しさということを考えていくと、土地利用というのは土地そのものの利用ではなくて、空間の管理の話だと思えます。地面から下の話はちょっと置いておきまして、地面の上の話で言うと、まさに空間管理という中に、先ほど先生がおっしゃったような、単に景観でもないし、そういうものを超えたポストモダンの概念なのでなかなか法律家泣かせなんですけれども、環境概念というのを詰めてほしいと思っております。

環境概念は、理念的な原型がないものですから中身はないんです。開かれた概念。しかも、それは何か原型があるわけではないので、こういうふうに解釈すればいいというものではなくて、まさに歩きながらつくっていくかざるを得ないような、どういうふうに扱っていいのか、非常に困るんですけれども、ただ、その点では割と河川行政というのは、私も途中から拝見させていただいておりますけれども、社会の需要に対して感受性のあるところだなという、河川局はそういうところだと思っているんですけれども、そこはうまく歩きながら、概念を少し詰めていただくということをやしてほしいと思っております。

そのときに、もう一つあるんですけれども、住民の話がたしか出てきたと思います。これは分科会の運営の仕方とも関係があるんですが、河川の話ですと、住民とか地域に対して、私から見ると非常によく手を差し伸べてやっているなという感じがしております。先ほど多摩川のお話がありましたが、流域セミナーなんか、本当によくこれだけやるなというくらいやっておられる。それは一般には民主的にやるということで、マスコミ的と言うと好感を持って受けとめられるんでしょうけれども、これはどのくらいまで続けていくんだろうというか、どこまでやるつもりなんだろうと。

我が国は直接民主政ではありませんから、そこはどこかで何か折り合いをつけないといけないと思っております。そこは特に行政の専門的な決定というんでしょうか、専門的な決定というものを民主主義国家においてどういうふうに正当化されるのかという話で、そこら辺は私はパンドラの箱をあけているんだろうなというふうに思っております。ちょっと心配しているところなんです。

そのあり方の一つの場面としては、河川分科会の運営の仕方みたいなものもあって、審議会にもいろいろあるわけですが、限りなく手続要件に矮小化されているような審議会もあるわけですが、上手に審議会を活用して、やはり第三者なので、感受性という点では外部の人の方がすぐれているところがあって、それに対して聞く耳を持って、広い意味でおいしいところを取ったら結構いいんじゃないかというふうに思っております。そういう意味では委員が積極的に参画する、意見を述べると。おまえが述べると言われるとちょっと困るんですけれども、そういう形で運営していくのが非常にいいことではないかと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

さん、どうぞお願いします。

【委員】 ちょっと違った立場から申し上げたいんですが、先ほど御説明のあった 15 ページでしたか、最近の日本の年降水量の変化、これは偏差がプラスにもマイナスにも大きくなっている傾向がはっきりしてきております。この傾向は今後もますます助長されていくだろうと考えられております。これは 5 ページの一般資産の被害額がますます増大していくことにも関係していると思うんですが、基盤としては地球規模のグローバルな気候変動を視野に入れて考えておかないといけない問題で、その地球規模の変動と、もう一つは社会環境が大変変化してきている、これは人間側の問題と両方あると思うんです。

地球の環境について言いますと、昨年、IPCC が未来予測を出したんですけれども、恐らくこのまま温暖化が進行していくと、100 年後には最大で、たしか 5.6 度ぐらい地球の平均気温が上昇するだろうという予測を出しております。ちょうど 1 年前だったと思います。これを 10 年間にすると大体 0.5 度ぐらい。もう少し低い値の平均値をとっても 0.3 度ぐらいになるかと思いますが、実は環境というか生態系がついていける変化は、大体 10 年に 1 度ぐらいだと言われているわけです。それが 0.3 度とか、0.4 度とか、0.5 度ということになると、生態系がついていけないという問題。これは河川流域の自然環境にも当然響いてくる問題になってくると思います。

こういうことを考えますと、この 21 世紀というのは、そういう将来予測を基盤において今後の治水、河川の環境整備を考えていかなければいけないときになって、本当に曲がり角に差しかかって、もう曲がってしまったという言い方をしてもいいんじゃないかと思えます。

それから、この点についてもし事務局で余裕があったら調べていただきたいのは、エルニーニョの過去の発生年と、土砂災害あるいは豪雨災害による被害額との相関性ですね。これは非常に重要なことだと思います。エルニーニョというのは御存じのように、太平洋の赤道域の東の方、ペルーに近いところの水温が上がる現象でありまして、様々な異常気象が世界じゅうに波及するということが言われているんですけれども、今年ももう出かけておりまして、多分今年はエルニーニョになると思います。この前の 98 年のエルニーニョは、これまでにないくらい非常に大規模なエルニーニョ現象が発生しまして、世界じゅうにいろんな被害を引き起こしてしまったということもあります。

こういうように、エルニーニョ現象そのものがこれからだんだん規模が大きくなり、頻度が高くなっていくだろうということも予測されておりますので、過去の例で、エルニーニョの発生年と、それから土砂災害、豪雨災害による被害額との相関をちょっと調べていただいて、グラフでも次の会に出していただければ大変ありがたいと思います。

それからもう一点は、河川の治水と環境整備を両てんびんにとって進めていくためには、どうしても行政と住民が情報を共有しなければいけない。これは当然のことだと言え言えると思うんです。それにはやはり双方向の情報伝達の仕組み、システムをつくっていかなければいけないんじゃないか。これはパートナーシップという言葉で、一番最後のページに釧路の例が書いてありますが、それには流域住民の方々が、地域の環境をよく認識、あるいは把握できるような方策を積極的に進めなければいけないんじゃないか。

というのは、これは教育の問題でありまして、特に子供たちに対する幼いときからの環境教育、防災教育、河川にまつわるそのような教育を進めていく。それによって流域の環境の認識、把握ができていくのではないかと思うわけです。それには何かモデル河川を指定して、そこで一つの実験場としてやっていくことが考えられないか。これは思いつきでありますけれども、そんな中で一つ今後の河川行政のあり方の指針が得られるかと思いません。

それから、今環境把握ということを申しましたけれども、1つにはハザードマップの問題でありまして、昨年の法律の改正で各自治体にハザードマップの作成が義務づけられましたけれども、そのようなハザードマップをどのように実際の防災に生かしていくのかということは、今後当然のことながら問われていきます。ただ、ハザードマップをつくって配布すればいいというものではなくて、受け取った側が、わかりやすいハザードマップ、わかりやすい環境認識したハザードマップをつくっていかなければいけないので、この点についても今後は考慮していかなければいけないんじゃないかと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

さん、どうぞ。

【委員】 きょうはいろんなことをお話したかったですけれども、また機会があると思いますので、具体的な細かい話は後の機会にさせていただいて、ちょっと骨の話をさせていただきたいと思えます。

私は今鶴見川の流域で、総合治水の枠組みとか、水マスタープランというのを推進しているところですが、その水マスタープラン策定にかかわるいろんな仕事をしています。先ほど 先生とか 先生がおっしゃったような問題状況をずっと共有して暮らしてきました。先ほどの 先生のポンプの話は大変印象的で、66年と82年に我が家は床上浸水に近い浸水を鶴見川の下流で受けています。周りの人は、もう厳しくポンプ場を怒ってまして、何でポンプをとめたと、うちの親も含めて、もう大変な惨状になりましたので、鶴見の向井町のポンプ場をみんな恨んだものです。

今、水マスの委員になって、ポンプはとめるしかなかったなというのがよくわかるんですけれども、あのときは僕も、何てひどい人たちだと思って。マンホールから水が吹いてくるわけですから、それをはいてくれないわけです。見る見る浸水してくるわけですので、本当に悲しい思いになりました。

私は河川の行政の骨格、あるいは河川の行政が持つビジョンとか夢に大変大きな期待をしております、あちこちで河川局が地球を救うとか言うので、笑われることもあるんですが、本気でそう思っています。後で大きな話を1ついたしますけれども、なぜかという、河川は川をよい状態で管理しようと思ったら、流域を扱わざるを得ない。流域は地べたそのもののユニットでありますので、地べたを扱う行政組織の中で、河川局だけが地面、別の言い方で言えば地形と言ってもいいですし、ランドスケープと言ってもいいんですが、それをトータルに視野に入れないと仕事ができない、そういうお役所だと思うんです。これは肝に刻んでお仕事をさせていただきたいと思うんです。

先日、渡良瀬遊水地の番組がNHKで、めったにテレビを見ないんですけれども、たまにたまかいたらかかっている、 の話が出てきて、治水は地勢で行うもの、ランドスケー

ブのことですが、でも今はそうではなくて、川でやろうとしているからこういう現象が起こるとい言葉が出ていて、そのとおりだなと思ったんです。

その観点から、とつても私は心配していることがあって、どういうことかということ、鶴見川の総合治水その他が積み上げてきた、いい川をつくるためには流域で考えなければいけない。洪水を起こすのは都市の責任だ、流域の責任だ。その認識は随分広まってきたと思うんです。一般の市民も随分それは理解して、特に鶴見川ではかなり普通の市民がよく理解して。ところが河川行政の骨格の動きというのは、ちょっとずれているんじゃないかと私は感じています。

どういうことを言っているかといいますと、例えば河川整備計画の話が出てきます。河川整備計画は法定計画でありますので、河川整備計画を詳細に決めていこうとすると、河川区域の中だけの話に収れんしていくんです。流域全体で考えようという動きがこれだけ市民にも広がりつつあるところで、例えば鶴見川なんかですと、一度キュッともとへ戻るというような感じが僕にはあります。総合治水で流域の話が話題になりました。水マスタープランで、さらに多元的に流域を扱おうという動きになっています。河川整備計画をどうするの。そういう大きな流れの中で、こんなことを言うと怒られるかもしれませんが、片手間で処理しなければいけない仕事かもしれないという感じが、ちょっとあるんじゃないかと思います。

流域をどうしてくれるんだ。流域を扱う骨格的な枠組みにおいて、河川局がイニシアチブをとるとい動きが果たしてあるだろうか。私が河川局の仕事、その他随分つき合わせていただきましたけれども、少し実態は弱まってしまっているんじゃないかと感じています。今、先生なんかもしリーダーシップをとられて、健全な水循環の構築ということでいろんな計画が動いています。僕はこれ、絶好のチャンスだと思うんです。水循環の基本がわからないと、流域で議論したときに、流域が持っている有効性とその制約はわからないわけです。しかし、水循環だけで抽象的なところへ行ってしまうと、今までためてきた、川は流域で考えるのが基本だというのが、どこかへ行ってしまう。

まず骨の話だけさせていただきますけれども、どこかで水循環の健全化を受けて、健全な流域の構造を議論する。そういうイニシアチブを河川局にとってほしいと思っています。それは早ければ早いほどいい。間を置いてしまうと、例えば総合治水その他で、せっかく流域の啓発が進んでいるものが腐ってしまうというふうに僕はちょっと感じています。そのあたりの戦略的な対応というのを、ぜひぜひ。これは河川局がやらなければ、どこもよそはやらないと私は思っています。

ちょっと細かいことなんですけれども、私は河川を扱うときの基本は、治水とと思っています。私自身は自然保護その他を専門にしていますから、川に魚が返ってくるとか、緑が残る、とてもうれしいんですけれども、洪水被害者の家系でもありますので、その立場からすれば、とにかく治水が基本で、安全な川はよい流域がつくる。だから、河川の政策の基本は治水とと思っています。

先ほど予算書を見て僕は感動したんですけれども、治山治水という項目が立っていて、ああ、まだ治山治水と言ってくれていると、僕はこれは本当に感動したんですが、中身を見ると、治山の部分はほとんどないんです。治山治水という枠組みになっているけど、治山はない。よそがやっているわけです。都市局とか、農政がやっていると思うんです。こ

こに、やはり治山の中身に入れるということが必要なんだろうと思います。

治水は、洪水を抑えるというのが基本と思いますが、365 日の川の水を大事にするという動きが固まりましたので、洪水も起こさない、普段しっかりしたきれいな水をちゃんと流す。それを含めて新しい治水の概念にさせていただいて、治水は治山だと。治山というのは実はいい言葉になりませんが、治流域だと思うんです。流域をおさめる、それが治水であると。総合治水、鶴見川もやってきた主となるのは洪水対応ですけれども、あれを1つ前へ進める。これは制度的に1つ前へ進める。お願い行政から1つ前へ進めるということが絶対的に必要な状況になっているような気がいたします。

理念的に言うと、多分総合治水の概念が広がると、汚染の問題も含めて総合保水のようなことになるのかな。本当はこれは先生がおっしゃるべきことかと思うんですけれども、総合保水みたいなところへ行って、流域どこでもここでも保水をする。その保水が同時に汚染対策になるような仕掛けを促す。そのリーダーシップは河川局が持つ、下水道部局に応援してもらう、都市局にも農政にも応援してもらう仕組みになっていくのかなと思っています。

別な言い方をすると、環境というのは格好いいんですけども、美しい川というのは格好いいんですけども、根本は治水で、一見ださそうに見える骨のところから美しさを求めるとい、河川局の骨格のようなものを崩さないでいただきたいと思います。

それと関連して2つなんですけれども、1つは川というのが、いかにして安全にするか、きれいにするかという対象から、ここ10年くらい市民のパートナーとか、市民の安らぎの場。みんながコントロールする対象から、みんなが場合によっては頼って、暮らしを再建する存在に大きく位置が変わって、日本の国の歴史の中でも極めて大きな転換だと思っています。川を抑え込むのではなくて、川を頼るとよい暮らしができるかもしれない。

鶴見川で暮らしていると、本当に思うんです。鶴見川というのは、危なくて汚なくてどうしようもない川で、川の周りの人が川へ寄りなかつたんです。今は川を頼りにして福祉をやろうとか、川を頼りにしてまちをつくり直そうというのがぼつぼつ出てきているんです。ずっと鶴見川流域の川べりで暮らしていますので、この違いの、大げさに言えば地面がちょっと動いてきたなという感覚は、とても僕の中には新鮮なものなんですけれども。

言ってしまうと、川を頼りにして流域の再生が始まるんだと思うんです。都市の再生というのもその一つです。流域の再生ということは、例えば鶴見川で言えば、今鶴見川の場合は年間1,600ミリぐらいの流域の中で、一番大量に雨の降るベルトは恩田川という支流流域なんです、そこに大規模な農地が残っていて、大規模な森林地域が残っています。ここの農地と森林地域が、町田市と横浜市の都市政策によって、もしかすると大規模に壊れていくかもしれません。そこで、どうやって土地利用の大枠を今までと違う流域再生につなげるかということが、例えば鶴見川を見ていると非常に大きな課題と言えます。いろんなところで同じようなことがあると思うんです。

それからもう一つ鶴見川で言うと、綱島というもう洪水に連綿とやられてきたまちがあって、そこに何百年も暮らしていた地主さんたちが、ようやく川にやさしくなってくれて、鶴見川流域ネットワークの活動なんかを評価して下さるようになって、川とつながってまちづくりをやろうと思っだしています。そのときのかぎが防災です。川辺に小さい高水敷があって、そこで安全を確保するスペースをつくる。防災と福祉と環境のよ

うなものをつなげると、実は川ができることがいっぱいある。

先ほど 先生が、川辺で都市計画と川と合わしたようなことをいろいろ工夫できるんじゃないかとおっしゃいましたが、まさにそういうことができる。都市再生というのをぜひ。川が都市にサービスできることがいっぱいあるし、都市が実は川にそういうことを期待しているんだと。これも骨組み、防災というところからいろんな工夫をしてほしいと。見てくれの美しさももちろん重要なんですけれども、その骨格、安全というところから工夫してほしいなと思います。

もう一つは教育の話です。教育も総合的な学習が、川へ行くというのをあっちでもこっちでもやっているんですが、この中身は大変問題です。川へ行って魚をとる。僕は魚とりは大好きですのでうれしいんですけども、川へ行って花を調べる。それも大好きです。川へ行ってパックテストで水質を調べる。これもとってもいいことなんです、そこでまわっているのがほとんどなんです。ぜひこれは流域教育にしていきたい。

流域教育にするというのは、川へ出て流域の構造がわかるというのは非常に難しい要素がいっぱいありまして、ポイントだけ言ってしまうと、IT技術を駆使する。GISのソフトを駆使するような教育ツールが絶対的に必要だと思っております。私と私の周辺の若者が一生懸命そういうことをやっておりますけれども、世の中にまだそういうものがないんです。ぜひ流域環境教育のようなものを河川局の売りにして、あちこちの学校を巻き込むようなことをやっていただきたい。委員が、どこかでモデル河川という話がありましたが、鶴見川が受けようと思えば受けられるかもしれませんが、流域環境教育をやるんだ、流域教育が河川教育だということへ行っていただくと、うれしいなと思います。

それから、答申の「安全で美しい国土づくり」、よくこういうのを出してくださったなと思っております。先ほど 委員から地球環境問題のトレンドの話があったんですが、今年は地球サミット 10 周年ですが、日本国は大変静かで、学生たちはもうサミットのことなんか忘れておりますし、10 周年だと話していても、ぼやっとしていて、上級試験を受けようという学生は知っていますけれども、そのほかの学生は、もう地球環境問題のことは忘れてしまいました。

振れが大きくなる、危機が大きくなる。これは百年のトレンドで考えたら、産業文明以来我々がつくってきた都市文明というのが、地球への再適応を迫られている。もうそれ以外のものではない。再適応というのは、都市の構造もつくりかえなければいけないし、暮らし方もつくりかえなければいけない。原始時代に戻る必要はなくて、最先端技術は必要だし、IT技術もどんどん入れなければいけないけれども、構え方は変わると思います。私は日本列島のような山ばかりの傾斜地で再適応を考えるとしたら、今のような都市計画、治山計画ではなくて、都市と森を一括した流域という枠組みで再適応を考える、これが一番いいことだと思っております。

70 %近い緑を抱えた日本国というのは、世界の先進国なんかでは最もぜいたくな緑の国で、これで緑がないと言ったら罰が当たるわけです。ただ、その扱いがめっちゃくちゃ。それと都市とのつながりが全くない。それはバームクーヘンのように列島を同心円で切る開発をやっているからで、もう一度脊梁から流れる川に沿って、ちょうどブドウの房のようにぶら下がっている流域という単位で暮らし直すということ、そういう決意が必要だと思うんです。森の島を流域ごとに暮らし直すということが、21 世紀の日本の安全で美し

い国土づくりの基本になってほしいと思っております。

核になるのは多分、河川局がやっていただきたいと僕は思っておりますけれども、健全な流域とは一体どういう構造をしているかという検討。もう数年ぐらいで水循環に関する基本的な枠組みがすっきり固まれば、抽象的、荒唐無稽でない形でできる時代がくるかなと思います。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

予定の時間をちょっと過ぎましたので、次回以降また引き続き御審議をお願いすることにして、本日はこの程度にしたいと思います。

今後の進め方でございますが、5月、6月に1回ずつぐらいお願いしたいと考えております。今後どういうふうな議論をしていただくかということで、とりあえず次回の5月には治水ということで、その次の6月には環境というような分け方で、ただいまの皆さん方の御意見を伺いますと、大体そんな感じで大きく分けたらどうかなと思いました。もちろん治水に関する論議は、単にハードだけではなくて、ソフト対策とか、危機管理とか、流域対策なども含みますし、環境の問題については、いわゆる市民の連携に関するものも含んだ議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そういうことでまた次回については御都合を伺って予定の日どりを決めたいと思います。また、先ほど来委員の方から、幾つか資料ができればというお話もございました。今の議論の中でこういう資料があるよということがありましたら、また次回に提出をお願いいたします。

本日はこういうことで閉じたいと思いますが、事務局の方から何かございますか。

それでは、本日はどうも長時間ありがとうございました。若干予定の時間をオーバーして御迷惑をおかけした方もあるかと思いますが、あしからず御了解ください。本日はこれをもちまして河川分科会を終了させていただきます。

本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省の広報課及びインターネットにおいて、一般に公開することにしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

3 閉 会